

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成9年9月29日（月）

【橋本内閣総理大臣の所信表明演説】

〔はじめに〕

第141回国会の開会に当たり、国政に臨む私の所信を申し上げます。

まず初めに、今般の内閣改造における総務庁長官人事に関し、国民の皆様から厳しい御批判をちょうだいいたしました。政治により高い倫理性を求める世論の重みに十分思いをいたさなかったことを深く反省するとともに、多大な御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。今後、国民の皆様の声に十分耳を傾け、6つの改革、中でも皆様が納得できる行政改革を全力でなし遂げる決意であります。同時に、与党3党の党首会談で政治倫理、企業・団体献金などの政治改革の問題を協議し、結論を求めていきたいと思っております。

私は、我が国のすべてのシステムを改革する6つの改革を内閣の最重要課題に掲げ、今日まで全力を傾けてまいりました。少子・高齢化と経済のグローバル化が予想された以上の速さで進む中で、今改革をしなければ社会の活力が失われ、この国に明日はないとの思いからであります。6つの改革は、経済構造改革、金融システム改革のように具体的な進展を見せ始めている分野もありますが、これからが正念場であります。国民全体が誇りと自信を持って21世紀を迎えることができるよう、今世紀最後の3年間を集中改革期間とし、内閣を挙げて取り組んでまいります。特に、この臨時国会から次期通常国会までは、行政改革と財政構造改革の帰趨を決する重要な時期であり、議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

また、沖縄をめぐる課題は、引き続き内閣の最重要課題であります。普天間飛行場の移設問題など米軍の施設・区域の整理、統合、縮小に、沖縄県を初め関係地方公共団体の格段の御協力をいただき、政府を挙げて取り組みます。沖縄振興については、沖縄政策協議会での検討を深め、沖縄の地理的特性や伝統、文化を生かした振興策を策定できるよう最大限努力いたします。また、21世紀の沖縄の発展に願いを込め、沖縄復帰25周年記念式典を11月に現地沖縄で開催いたします。

〔本格化する6つの改革〕

今日、我が国の行政システムが深刻な限界を露呈していることは明らかであります。そして、この行政システムは、我が国が発展する過程でうまく機能してきたがゆえに、社会の隅々まで深く根をおろしており、行政改革には総論賛成各論反対がつきまといまいます。しかし、私は、行政改革なくして国民の皆様の

信頼を得ることはできないと思っております。改革の先にある明るい未来を信じ、摩擦や痛みを乗り越えて全力でやり抜く決意であります。

内外の情勢変化や危機に対して弾力的に対応できる行政をつくり上げるためには、内閣機能の強化と中央省庁の再編が不可欠であります。内閣総理大臣のリーダーシップを高め、内閣が緊急事態に際しては機敏に行動し、多様な政策課題に対しては戦略的な判断を下せるような、そして、各省庁が効果的に政策を遂行できるような体制をつくり上げます。行政改革会議の中間報告は、このような問題意識にこたえた改革の基本的な方向を示しており、今後、中間報告を骨格として11月末までに成案を取りまとめ、次期通常国会中に所要の法案を提出いたします。

簡素で効率的な行政をつくり上げるためには、国の果たすべき役割を根本から見直し、大胆に規制の撤廃と緩和を進めると同時に、官から民へ、そして中央から地方へと国の業務と権限を移し、国の組織、人員、予算の規模をできる限り絞り込まなければなりません。中央省庁に関しては、現業の縮小及び政策の企画立案部門と実施部門の分離を図るとともに、特殊法人の改革を進めます。こうした改革を進めながら、財政投融资の対象となる分野や事業、そして預託制度のあり方を見直します。

地方分権に関しては、間もなく出される地方分権推進委員会の第4次勧告をいただき次第、地方分権推進計画の作成に本格的に取り組み、住民に身近な市町村に業務と権限をできる限りゆだねることを基本として、次の通常国会が終了するまでのできるだけ早い時期にこの計画を作成し、総合的かつ計画的に地方分権を推進いたします。その際、新たな役割を担う地方公共団体の行財政基盤を強化するために、地方においても徹底した行財政改革に取り組むことを強く求めながら、市町村の自主的な合併を積極的に支援いたします。

行政に対する信頼は、改めるべきは改める率直さと勇氣から生まれます。そのような行政を目指して、政策の企画立案、実施の過程を開かれたものとするよう努力し、また、情報公開法案を本年度中に国会に提出できるよう準備を進めます。

今国会に内閣が提出する最も重要な法案は、財政構造改革を進めるための法案であります。国と地方を合わせた長期債務が本年度末には476兆円にも上り、さらに今後、少子・高齢化の進展に伴い歳出の自然増が見込まれる現在、財政構造をこのまま放置すれば、経済の活力が低下し、将来に背負い切れない負担を残すことは明らかであります。これは次の世代に対する責任の放棄にほかなりません。

本法案は、平成15年度までに国と地方を合わせた財政赤字の対GDP比を3%以下とし、かつ、特例公債からの脱却と公債依存度の引き下げを行うことを

当面の目標に掲げております。また、その実現のために10年度からの3年間を集中改革期間とし、一切の聖域なく、改革の基本方針と量的縮減目標及び必要な制度改革の内容を定めております。速やかな法案成立に御協力をお願いいたします。

集中改革期間の初年度となる10年度予算においては、政策的経費である一般歳出を9年度より減額する方針であり、経済構造改革に資する分野などに重点を置きながら、歳出構造そのものを見直します。

残高が28兆円に上る国鉄長期債務処理の問題及び3兆円を超える債務を抱えるに至った国有林野事業の経営改善のあり方については、あらゆる方策を検討し、国民の皆様の御理解をいただける成案を年内に得る方針です。また、10年度財政投融资計画においては、民業補完や償還確実性の原則を徹底し、その規模を一層スリム化していく方針です。

少子・高齢化の急速な進展と経済成長率の低下という環境の変化の中で、社会保障のニーズの変化に対応しながら、効率的で質の高いサービスを提供できる安定的な制度をつくり上げることが社会保障構造改革の中心です。財政赤字を含めた国民負担率が50%を超えないように制度全般にわたり給付と負担の関係を幅広い観点から見直し、必要な改革をできる限り早く行わなければなりません。

中でも介護保険制度は、老後生活の最大の不安の1つである高齢者介護を社会全体で支えるとともに、保健、医療、福祉にわたるサービスの効率的な提供を可能とするものであり、今国会における法案成立にぜひとも御協力をお願いいたします。

医療については、与党3党の改革案などをもとに、老人保健制度を含めた医療保険制度と医療提供体制の両面にわたる抜本的な改革を総合的かつ段階的に進めてまいります。

私は、今日、景気が緩やかに回復しているものの、その回復に従来のような力強さを感じるができないのは構造的な問題のあらわれではないかと考えており、日本経済への信頼を高めるためにもちゅうちょすることなく構造改革を進めなければなりません。

国内の民間需要の原動力となる企業の活力を高めるためには、新たな雇用と市場を生み出す新規産業、そして競争力のある技術や技能を持つ製造業にとって魅力のある事業環境を一日も早く整備することが必要です。

本年5月に策定した経済構造改革に関する政府の行動計画の着実な実行はもとより、規制の撤廃と緩和に力を入れ、可能な限りの前倒しと新たな施策の追加を内容とするフォローアップを年内に行うなど、内閣を挙げて経済構造改革を強力に推進いたします。また、新規産業を技術面から支援するために産学官

の連携による研究開発を推進し、その成果の活用を促進いたします。

法人課税についても、経済構造改革を進める観点から、課税ベースを適正化しながら税率を引き下げる方向で検討を行い、10年度税制改正において結論を得ることといたします。

さらに、我が国経済にとって、土地問題への対応も重要であります。近年の土地をめぐる状況を踏まえ、土地の有効利用や土地取引の活性化を促進するための方策を検討してまいります。

金融システム改革は、今後の具体的なスケジュールを既に明らかにしており、利用者にとって魅力があり、かつ新規産業を初めとする成長分野に円滑に資金を供給できる自由で公正な金融システムを目指して改革を進めます。

今国会には、金融分野における持ち株会社制度の整備を図る法案など所要の法案を提出するとともに、10年度税制改正において、有価証券取引税などの金融関係税制の望ましいあり方を検討いたします。

子供たちの心に深い傷を残すいじめや登校拒否、そして昨今、社会に大きな衝撃を与えた幾つかの事件は、教育のあり方について根本的な問いかけをしております。今こそ学校、家庭、地域社会の力を結集し、心の教育を充実するとともに、子供たちの個性を伸ばせるよう、学校にゆとりを持たせ、選択の幅を広げていかなければなりません。同時に、父母や地域の期待にこたえ、教育の現場みずからが特色を生かした活動ができるよう、学校に権限と責任を持たせてまいります。

また、高等教育段階では、人材養成と研究の両面で国際的に通用する大学を目指し、大胆な改革を進めます。さらに、一人一人が生涯にわたって活躍できる社会をつくるためには、教育制度と並んで、就職の際の学歴重視、転職を困難にする制度や慣行など、雇用面における問題への対応が必要であり、企業を初め関係者の御協力を広く呼びかけたいと思います。

〔安全で安心できる国民生活〕

政府は、阪神・淡路大震災を大きな教訓として危機管理体制を強化してまいりましたが、在ペルー日本国大使公邸占拠事件やナホトカ号重油流出事故の例に見られるように、国民生活に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故は予測しがたいものであります。災害対策を初め危機管理能力を高めるよう、たゆまぬ努力を続けるとともに、常に緊張感を持って危機発生時の対応に万全を期します。

最近、いわゆる総会屋をめぐる犯罪が相次いで摘発されましたが、このような反社会的勢力と企業社会との結びつきは、我が国社会の公正さを脅かすものです。こうした結びつきを断固として排除するために、罰則の強化、徹底した取り締まりなどの対策を講じます。また、暴力団、外国人犯罪組織などによる

組織犯罪や、銃器の使用、薬物の乱用に厳正に対処いたします。

〔外交〕

米ソ対立の終えんは、政治、経済の両面にわたり世界を一体化させることとなりましたが、局地的な地域紛争が生じる危険は依然として残っております。こうした情勢のもとで、我が国の安全、そしてアジア太平洋地域の平和と安定をどう実現するかは、我が国が当面する外交上の最も重要な課題であります。

私は、この課題にこたえるために、我が国外交の基軸である日米関係、そしてその根幹である日米安全保障体制の信頼性を高めたいと考え、昨年4月、クリントン大統領と日米防衛協力のための指針を見直すことに合意し、今般、新たな指針が取りまとめられました。我が国が専守防衛に徹し、日本国憲法の範囲内で役割を果たすこと、そして日米安保条約及びその関連取り決めのもとの権利義務並びに日米同盟関係の基本的枠組みを変更しないことなどがこの指針の前提であることは当然であり、今後、新たな指針の内容について国民の皆様、そして近隣諸国の理解を得るよう努力いたします。同時に、政府は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に対応できるよう、緊急事態対応策の検討などを進めております。

今後、これらの検討の成果をも踏まえながら、新たな指針の実効性を確保する作業を急ぎ、法的側面を含めて検討の上必要な措置を講じてまいります。

欧州では、NATO、EUを中心として安全保障、経済の分野で一層の安定と繁栄を目指した枠組みの構築が進められております。私は、アジアの東の端に位置する我が国が、こうした動きを視野に入れながら、いわば太平洋から見たユーラシア外交とでも言うべき新たな外交を構想し、実行していく好機が到来していると確信しており、ロシア、中国、韓国などとの信頼のきずなを強め、より広く、より深い協力関係を構築するよう努力いたします。

ロシアとの間では、北方領土問題を解決し、平和条約を締結して両国関係の完全な正常化を達成することが重要であります。私は、6月のデンバー・サミットにおいて、エリツィン大統領に対し、東京宣言を着実に前進させることが重要であることを強調しましたが、11月に再び同大統領とお会いし、信頼、相互利益、長期的な視点という3つの原則に沿って、新たな日ロ関係の展望を開く基礎としたいと考えております。

本年、より正確に言えば本日は、日中国交正常化からちょうど25年、明年は日中平和友好条約の締結から20周年に当たります。先般、私は中国を訪問し、中国要人と意見交換を行いました。これに続き、この秋以降予定される中国首脳の来日の機会をとらえ、首脳同士の頻繁な対話はもとより、安全保障の分野を初めとしてさまざまなレベルで対話を深め、信頼関係を強化するとともに、アジア太平洋、ひいては世界の発展とともに寄与していけるような日中友好関

係を確立したいと考えております。

朝鮮半島に関しては、韓国との友好協力関係の増進が基本であります。現在、日朝間では国交正常化交渉の再開問題や日朝間の諸懸案に関する話し合いに一定の前進が見られます。今後とも、朝鮮半島の平和と安定に向け、韓国などと緊密に連携しながら対処いたします。

これらの2国間関係に加え、アジア太平洋地域の経済的繁栄と政治的安定の好ましい循環をさらに発展させるために、APEC、ASEAN地域フォーラムのような地域的な枠組みの強化に努めます。

我が国は、本年から明年末までの間、国連安全保障理事会の非常任理事国を務めており、地域紛争、軍縮・不拡散、テロ、開発、環境、エネルギーなど、冷戦後の国際社会が共通して直面する課題の克服に積極的に参画するとともに、特に、国連における国際協力の充実に努力してまいります。同時に、国連事務総長の提案など、国連改革の動きが活発になっている現在、国連が時代の要請に適合した役割を果たすことができるよう、我が国の安保理常任理事国入りの問題を含め、全体として均衡のとれた形での国連改革の実現に努力いたします。

国際社会が直面する課題の中でも、地球温暖化問題は全世界的な対応が求められる極めて重要な問題です。12月に京都で開催される気候変動枠組み条約第3回締約国会議において、地球温暖化防止に意味があり、公平で実現可能性のある目標が合意されるよう、我が国は開催国として最大限努力いたします。

同時に、国内においては、産業部門は言うまでもなく、民生、運輸部門においてもできる限りの努力をしなければなりません。国民の皆様には、この問題の大切さを御理解いただき、ライフスタイルの見直しを初め、できる限りの御協力をお願いいたします。

〔むすび〕

以上、私の所信を申し述べてまいりました。

6つの改革は、長い間私たちがなれ親しんできた仕組みや考え方を変えるものであり、一朝一夕にできるものではありません。しかしながら、少子・高齢化も、経済のグローバル化も着実に進んでいるのが現実です。我が国に活力と自信を取り戻すために、改革を先送りすることは許されません。同時に、痛みを乗り越えて改革を進めるには、国民世論の強い支持が不可欠であり、私は、この時期に国政をあずかる責任の重大さを肝に銘じ、政策中心の政治を目指します。さまざまな意見に謙虚に耳を傾け、議論した上で決断し、実行し、その責任を負うとの決意のもとに、与党3党の協力関係を基本として、政策によっては各党各会派の御協力をいただき、改革を進めてまいりたいと考えます。

国民の皆様並びに御臨席の議員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は、10月2日、3日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— （発言順）

田村 秀昭君（平成）	真鍋 賢二君（自民）	長尾 立子君（自民）
笠原 潤一君（自民）	今井 澄君（民緑）	及川 一夫君（社民）
西山登紀子君（共産）	都築 讓君（平成）	

〔政治姿勢〕

○政治倫理

本院においてもたびたびおわびを申し上げたことがすべて率直な私の気持ちであり、与党3党間で合意した政治倫理等に関する3党確認に基づいてこの努力を進めていきたい。

○6大改革への取り組み

少子・高齢化や経済のグローバル化が予想以上のスピードで進んでいる中において、今改革をしなければ社会の活力が失われてしまう、そんな思いから内閣の最重要課題としてこれに取り組んできた。これからが正念場であるだけに、議員各位、国民各位の協力と理解をいただきたいと願っている。

〔日米防衛協力のための指針〕

○国会の承認

新指針は、立法上、予算上、行政上の措置を義務づけるものではなく、旧指針同様、国会の承認の対象となる性格のものではないと考えている。

○周辺事態

周辺事態とは、日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合をいうのであり、これは地理的な概念ではなくて、生じる事態の性質に着目したものである。したがって、周辺事態が発生し得る地域を地理的に限定することは不適切であり、また周辺事態に該当するか否かはあくまで事態の態様等による。

○近隣諸国への説明

透明性を確保していくことの重要性は認識しており、ニューヨークでの外相会談などにおいて各国に対し説明を重ねてきた。さらに、韓国には既に説明のため担当者を派遣したし、中国にも早期にしかるべき人間を派遣し、重ねて説明を行う予定である。

〔外交・安全保障〕

○日朝関係

北朝鮮在住の日本人配偶者の件については、現在、第1回訪問の準備が着々と行われている。政府としても、今後とも故郷訪問の早期実現に取り組んでいきたい。また、拉致疑惑事件については捜査当局において捜査が進められているが、関係機関と連携を密にしながら関連情報をさらに収集していく。

○普天間飛行場の代替ヘリポート

沖縄県を初め関係各位の協力をいただきながら、移設の早期実現に向け、普天間飛行場移設対策本部を中心に全力を挙げて取り組む決意であり、地元の理解を得るべく引き続き努力していく考えである。

〔行財政改革〕

○行政改革会議の中間報告

中間報告は行革会議のこれまでの真剣な検討の成案をまとめたものである。同時に、まだ検討すべき事項も多数残されており、さらに審議をしていく。今回の中間報告を骨格としながら、強い決意を持って行政改革を進めていきたい。

○財政構造改革

一切の聖域なしで歳出の改革と縮減を進めることとし、そのための具体的な方策や枠組みを定めた財政構造改革法案を提出させていただいた。財政構造改革は将来の世代に対する我々の責任であり、着実に実施していきたいと考えている。

○金融システム改革

本年6月に改革全体の具体的措置とスケジュールを明らかにした。既に実現可能なものから実行に移しているところであり、今後も制度の整備を進め、改革の早期実現に向けて取り組んでいきたい。

○金融機関の不祥事

今後とも、不正があれば法令に基づいて厳正に対処していくとともに、金融システム改革の課題として、ルールの整備やルール違反に対する罰則の強化、監視監督体制の一層の充実強化等に努めていきたいと考えている。

〔経済・景気対策〕

○景気の現状

足元は回復のテンポが緩やかになっているものの、民間需要を中心とする景気の回復基調は続いている。しかし、日銀短観に示されるような厳しい状況があることも事実であり、この景気回復に従来のような力強さを感じる事ができないのはまさに構造的な問題だと思っている。

○経済構造改革の推進

規制の撤廃と緩和を初めとして、経済構造改革に関する政府の行動計画の可能な限りの前倒しと同時に、新たな施策の追加も含めたフォローアップを年内に行うなど、内閣を挙げて経済構造改革を進めていく。

○法人税率の引き下げ

経済構造改革を進める観点から、課税ベースを適正化しながら税率を引き下げる方向で検討を行い、10年度税制改正において結論を得ることとする。

〔社会保障〕

○介護保険法案

この法案は、老後の最大の不安である介護を社会的に支えるためのものであり、新高齢者保健福祉推進10カ年戦略に引き続いて介護サービス基盤の整備を着実に実施していく上でも、平成12年度からの実施が必要なものである。市町村の準備期間を確保するためにも、今国会における法案成立に協力願いたい。

○医療保険制度

国民皆保険制度を維持することを前提にして、国民が安心して良質な医療サービスを受けることができるよう、医療提供体制、医療保険制度の両面にわたる抜本的な改革に全力を尽くしていきたい。

○年金制度

平成11年の財政再計算において、給付と負担の均衡を確保し、将来の負担を過重なものとしないう改革することによって、制度の安定性、信頼性を確保

していきたいと考えている。

〔農業〕

○米政策

需給緩和を背景に自主流通米価格が低下し、一方で計画外米が増大している。また、備蓄も上限となる水準を大幅に超過しており、生産調整についても不公平感や限界感が指摘されている。このような状況のもと、米の需給と価格の安定を図るため、米政策全般の再構築に向け検討を進めているところである。

〔環境〕

○地球温暖化防止京都会議

この会議の成功のためには、議長国である我が国の国際的なリーダーシップの発揮が不可欠と考えている。そのため、できるだけ早い時期に具体的な日本の素案を取りまとめ、国際交渉の場に提示するとともに、これをてことして各国の意見を収れんさせ、国際合意の形成が進むように努力する決意である。

〔阪神・淡路大震災〕

○被災者に対する支援策

政府は、これまでも公営住宅の大量供給、その家賃の大幅な引き下げ、阪神・淡路復興基金を活用した生活再建支援金の給付に対する地方財政措置など、さまざまな支援策を講じている。今後とも、被災者の生活再建に向け、これらの支援策を着実に推進していく。

○平成9年12月3日（水）

【小淵外務大臣の新たな「日米防衛協力のための指針」の策定に関する報告】

本年9月23日の日米安全保障協議委員会におきまして了承されました、新たな「日米防衛協力のための指針」につきましては、既に国会におきましても御議論いただいておりますが、ここで改めて基本的な考え方につきまして御報告申し上げます。

新たな指針におきましては、日米間における、「平素から行う協力」、「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」及び「周辺事態」における協力、すなわち「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力」のあり方が示されております。

「平素から行う協力」におきましては、日米両国政府が、おのこの政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持することの重要性とそのための協力のあり方について、まとめられております。

「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」に関しては、まず、これが引き続き日米防衛協力の中核的要素であることが確認されており、日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行うことといたしております。

日本に対する武力攻撃がなされた場合には、基本的な考え方として、日本は、これに即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除し、その際、米国は、日本に対して適切に協力することといたしております。また、自衛隊及び米軍が、おのこの効果的な統合運用を行うこと等について言及しております。作戦構想については、統合運用の重要性を踏まえ、各種作戦を機能別に整理しており、新たな様相の脅威等への対応についても記述しております。

次に、「周辺事態」における協力については、まず、日米両国政府が、周辺事態の発生防止のため、外交上のものを含め、あらゆる努力を行うこと、日米両国政府が事態の状況について共通の認識に到達した場合に、おのこの行う活動を効果的に調整すること、とられる措置は情勢に応じて異なり得ること等を明記しております。周辺事態への対応については、日米両国政府が、おのこの判断に従って適切な措置をとり、適切な取り決めに従い、必要に応じて相互支援を行うことを明らかにしております。

これらの考え方を踏まえつつ、新たな指針は、周辺事態における協力を、日

米両国政府がおのこの主体的に行う活動における協力、米軍の活動に対する日本の支援、及び運用面における日米協力を分類しております。さらに、これらの協力を行う可能性のある項目の例が40項目にわたり別表に掲げられております。

以上のような内容の新たな指針におきましては、新たな指針及びそのもとでの取り組みが従うべき基本的な前提及び考え方として、日米安保条約及びその関連取り決めに基づく権利及び義務は変更されないこと、日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において行われるものであること、日米両国のすべての行為は、国際法の基本原則及び国連憲章等に合致するものであること等がうたわれていることを改めて明確にしておきたいと思っております。

新たな指針についての透明性を確保することは、国内のみならず諸外国においても日米安保体制の重要性に対する理解を深める上で重要であります。今後とも、中国、韓国を初め関心を有する諸国に対しては、必要に応じ説明を行ってまいりたいと考えております。

日米間においては、新たな指針のもとでの日米間の共同作業を直ちに開始することで意見が一致しており、共同作戦計画及び相互協力計画についての検討等を進めてまいります。また、政府としては、新たな指針の実効性を確保することが我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図る上で重要であるとの観点から、9月29日の閣議決定の趣旨を踏まえ、関係省庁局長等会議の場等を通じ、法的側面を含め、政府全体として具体的な施策について検討していくこととなります。

私は、新たな指針が、日米間の防衛協力をより一層効果的なものとし、日米安保体制の信頼性をさらに向上させるものであると確信しております。

国民の皆様並びに議員各位の御支持と御協力を心からお願い申し上げます。

○平成9年12月5日（金）

【村岡国務大臣のAPEC非公式首脳会議及び閣僚会議に関する報告】

先般開催されたAPECバンクーバー会合について、外務大臣臨時代理として、私より報告いたします。

我が国よりは、非公式首脳会議に橋本総理大臣、閣僚会議に小淵外務大臣及び堀内通商産業大臣が出席しました。

首脳会議では、アジアにおける通貨・金融問題、気候変動問題、新規参加問

題の3点が焦点となりました。

まず、アジア通貨・金融問題については、橋本総理より、最近のアジア諸国の通貨、株式市場の変動にもかかわらず、アジア経済の基礎的条件は基本的に良好で、依然高い潜在成長力を維持しており、健全なマクロ経済及び構造政策等は、この潜在的な成長力を実現するためのかぎであることを強調し、A P E C首脳間で共通の理解を得ることができました。

また、A P E C首脳として、さきにマニラで合意されました金融・通貨の安定に向けたアジア域内協力強化のための新たな枠組みに強い支持を表明するとともに、A P E Cとしても、アジア通貨・金融問題について引き続き取り組んでいくことに合意いたしました。

さらに、現在のA P E C地域の経済情勢によって、貿易・投資の自由化、円滑化の勢いが損なわれてはならないことについても一致いたしました。

次に、橋本総理より、地球温暖化防止京都会議の成功に向けての協力を求めました。その結果、A P E C首脳として、京都会議の成功に向けた強い政治的メッセージが出されるとともに、気候変動問題の解決に向けて先進国、途上国双方の協調的努力が必要であることで一致いたしました。

最後に、新規参加問題については、橋本総理から積極的に支持を表明したロシア、ベトナム、ペルーの3カ国が来年のマレーシア会合から新たに参加することで合意いたしました。

閣僚会議においては、まず、貿易・投資の自由化、円滑化の分野で、自由化行動計画の実施と改善のプロセスが軌道に乗り、さらに、これを補完するものとして、早期に自主的自由化に取り組むべき9つの最優先分野が特定されたことは重要な成果であります。

経済・技術協力については、特にインフラ整備及び環境の分野について目に見える成果が示されました。

以上、本年のA P E Cは、アジア通貨・金融問題、気候変動問題というA P E C地域にとって喫緊の課題について、A P E Cとして域内外に力強いメッセージを送るとともに、自由化、円滑化や経済・技術協力については実行の年にふさわしい具体的成果を上げ、また、A P E Cの将来に深く関係する新規参加問題にも決着を見ることができました。これらにかんがみ、A P E Cバンクーバー会合は極めて建設的かつ有意義な会議であったと認識しております。